

平成18年5月25日

各 位

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

株式会社損害保険ジャパンに対する行政処分について

拝啓 時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、弊社の生命保険商品を取り扱う代理店の営業推進・管理等の業務を委託しております株式会社損害保険ジャパン（以下「損保ジャパン」）が、金融庁より保険業法第133条の規定に基づく業務の一部停止命令および同法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。

損保ジャパングループに属する弊社としましては、グループの中核である損保ジャパンが行政処分を受けましたことは極めて残念であり、損保ジャパンの行政処分によりご契約者および関係者の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。

弊社としましては、損保ジャパンにおける今回の行政処分については、グループの一員として厳粛に受け止め、内部統制のより一層の強化とコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

本件に関しまして、ご不明な点等がございましたら、末尾に掲載の弊社お問合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

[お問い合わせ]

お客様サービス部サービスセンターグループ フリーダイヤル 0120-578-920 お問い合わせ時間：月～金 9:00～17:00 (土日祝日、12月31日～1月3日は休業)
--